

第2章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり

区内には寺社や民家、地域の景観に個性を与えている近代建築等の歴史的建造物、地域のシンボルとなっている樹木などが多く存在し、地域に根付いた景観として区民に親しまれています。区の魅力ある景観形成を進めるためには、これらの資源の保全・活用を推進するとともに、隠れた資源を積極的に掘り起こしていくことも大切です。そのために、景観法に定める景観重要建造物・樹木の指定制度と、条例に基づく景観形成資源・地域風情資源の選定制度を活用します。

良好な景観形成に寄与している建造物等を景観資源として指定し発信することは、資源の景観的価値について区民、所有者、区の共通認識を深める事につながります。しかし、景観重要建造物・樹木の指定制度は、指定に伴う現状変更等の制約があり、指定にあたって所有者の同意を得るのに時間がかかる場合や、同意が得にくい場合があります。

また、台東区は眺望や祭りなどの地域の伝統文化、生き生きとした活動や生活風景が景観を形成する重要な要素となっている場合も多く、これらの資源についても幅広く指定することが必要だと考えられます。したがって、景観法に基づく景観重要建造物・樹木制度とともに、幅広い資源の指定が可能な制度として条例に基づく「景観形成資源・地域風情資源の選定制度」を活用し、景観資源の保全・活用を進めます。なお指定にあたっては、観光ルート等と連動した景観資源のネットワーク化や、それによるPR効果等も視野に入れながら進めていきます。

1. 景観形成資源・地域風情資源の指定による景観資源の保全活用 【景観条例】

良好な景観形成に資するものとして、所有者の意向、台東区景観審議会や区民の意見を聴きながら継続的にリストアップします。景観形成資源・地域風情資源の指定は、資源の重要性を共通して認識するためにも積極的に行われるべきものであるため、所有者や管理者の意向も踏まえながら順次指定していきます。

(1) 指定の対象

1) 景観関連の他制度によりリスト化されているもの

- 文化財（重要文化財は除く）、史跡、旧跡や登録有形文化財（国・都・区の建造物）、東京都選定歴史的建造物の保存リスト、保護樹木、景観資源マップ、思い出の景観30選等のリストに記載されているもの

2) 地域の自然、歴史、文化を伝えるもの

- 様々な時代の地域の記憶を伝える歴史的な資源や、生活文化を表す資源
- 祭などの地域に根付いている伝統文化等の生き生きとした活動の風景
- 歴史的に重視されてきた区や地域を代表する眺め

3) 地域を代表するものや、シンボルやランドマークとなっているもの

- まちかどなどでアイストップとなっている大樹や、優れたデザインを有している建造物など、地域のシンボルとなっている地域を印象づける資源
- 地域に親しまれ、地域を代表する眺望

- 4) 資源をネットワーク化させることで効果的な景観形成に資するもの
 - ・ 観光ルート沿い等に立地しており、指定することにより地域の観光動線等を強化でき、区のイメージアップにつながる建造物や樹木等
- 5) 地域の良好な景観の規範となっており、美しく維持・管理されているもの
 - ・ 地域の景観づくりの規範となるような優れたデザインの建造物
 - ・ 区民が主体となって美しくしつらえている路地景観など、適切な維持・管理により地域の景観づくりに寄与しているもの

2. 景観重要建造物の指定方針【法第8条第2項第3号】

景観形成資源としてリストアップされた建造物について、所有者が指定を希望するものや、所有者の同意が得られ特に良好な景観形成に重要な役割を果たしていると認められるものを、景観重要建造物として指定します。

■景観重要建造物の指定方針

次のいずれかに該当し、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものを景観重要建造物として指定する。ただし、いずれの場合も、所有者の同意を要する。

- ① 台東区景観資源（文化財、史跡、旧跡等）や登録有形文化財、東京都選定歴史的建造物の保存リストに記載され、かつ、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの
- ② 台東区景観資源（文化財、史跡、旧跡等）や登録有形文化財、東京都選定歴史的建造物の保存リストに記載されていないが、台東区景観審議会により、歴史的又は文化的な価値を有すると認めたもの
- ③ 地域のランドマークとなっていたり、自然、歴史、文化等を伝える建造物で、地域からの要望に基づくもので台東区景観審議会が景観上の価値を有すると認めたもの
- ④ 観光ルート等に沿って立地するなど、ネットワーク化させることで区のイメージアップにつながるもので台東区景観審議会が景観上の価値を有すると認めたもの
- ⑤ 地域の良好な景観形成の規範となるもので、台東区景観審議会が景観上の価値を有すると認めたもの

3. 景観重要樹木の指定方針【法第8条第2項第3号】

景観形成資源としてリストアップされた樹木について、所有者が指定を希望するものや、所有者の同意が得られ特に良好な景観形成に重要な役割を果たしていると認められるものを、景観重要樹木として指定します。

■景観重要樹木の指定方針

次のいずれかに該当し、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものを景観重要樹木として指定する。ただし、いずれの場合も、所有者の同意を要する。

- ① 台東区指定の保護樹木のリストに記載され、かつ、所有者が景観重要樹木の指定を希望するもの
- ② 台東区指定の保護樹木のリストに記載されていないが、台東区景観審議会により、ゆとりと潤いや歴史的景観を構成する価値を有すると認めたもの

- ③ 地域のランドマークとなっていたり、自然、歴史、文化等を伝える樹木で、地域からの要望に基づくもので台東区景観審議会が景観上の価値を有すると認めたもの
- ④ 観光ルート等に沿って立地するなど、ネットワーク化させることで区のイメージアップにつながるもので台東区景観審議会が景観上の価値を有すると認めたもの

4. 景観資源を生かした景観形成の推進

(1) 保全に対する支援制度

景観形成資源・地域風情資源の選定、景観重要建造物・樹木の指定に加えて、以下の支援制度を創設して景観資源の保全・活用を進め、その資源の持つ魅力を高め、広めていきます。

- ・ 景観重要建造物・樹木に指定された景観資源について、保全に対する専門家派遣や技術的支援、修理修復等の一部補助等の支援を行います。
- ・ 地域住民による景観資源の保全・活用の取り組みに対する技術的支援や活動助成の仕組みを構築します。
- ・ 観光とタイアップするなど景観資源の効果的なPR（ホームページ、マップ等）による価値の共有化。

(2) 資源を生かした周辺のまち並みづくり

景観資源はそれが単独であるよりも、周辺の雰囲気と一体となることで、魅力は一層引き立ちます。また、地域の歴史を体現し地域のシンボルとなっている建造物等、その資源自体をひきたてるような周辺の景観づくりなどは、周辺の景観配慮のヒントとなることも考えられます。このように、資源の魅力をより一層高めるためにも、資源の周辺で建築行為を行う場合等の景観配慮を求める景観誘導等により、景観資源を生かしたまち並みの形成を進めます。

